



これは個人的な財産の補償ではありません、これは間違いないように申し上げたいと思います。そのことによって市民生活の再建が成る。そういう土台が形成された上で初めていわゆる自助努力による復興が、自分たちの生活の再建が成る。市民の生活の再建が成つて初めて眞の意味のその地域における復興が成立すると、そういうことをつぶさに私は体験しました。

そしてもう一つは、例えば島原とか奥尻島の例を私も調べました。その場合は一時金として四百万円、生活基盤回復という名称ではありませんけれども、その意味で支給された四百万円、それに積み立ててけば千三百万円ぐらいになつて、かなり自力更生、自助努力による復興は成つているんです。しかし、これは義援金からのものなんですよ、義援金からのものである。もちろん、御承知のよう、阪神・淡路大震災は巨大な震災であつて、巨大な義援金の集積が日本全体の市民の手によつてなされたんです。しかし、それは分けてみたら、正確に分けるかどうかは別にしましても、この三年間にいて二十四万円、三十万円、四十万円程度しか手にすることができなかつた。これではとても不可能である。

そうすると、義援金からではできない、これもやはり私たちの認識に達したんです。やはり国家が責任を持って援助をするということがまず必要である。その上でいろんな努力がなされてきたらしいんじやないかというのが私が結論として考えたことであります。そういうことを考えたんだけれども、法制度がないなど、法制度がないならば私たち自身がつくらなきゃいけない。

村山富市首相が前例のない大震災とおっしゃるならば、前例のないことを我々は考えなきゃいけない、それを私は議員にも訴えけれども、なかなか、それぞれの議員が努力されたことを私は多謝しますけれども、しかし議員一人の努力でもできなかつたし、政党的努力でもできない、あるいは市民運動が幾ら広がつてもできなかつた。

そこで私たちが考えたのは、法制度づくりを一緒にしようじゃないかと。市民立法、これは主権

議員立法なんです。私たちはそれを考えた。今ま

での政治のあり方として陳情政治がある、ただお

願いする、お願いする、これは効果がなかつた。

同時にまた、これは主権在民の民主主義の原理に

反します。それから抗議政治、けしからぬおまえ

はというどなり上げる政治、これもやつたんで

す。これは必要なんだけれども、幾らやつても変

わらなかつた。

そうすると、やはり市民と議員が手を組んで

るといふことが一番肝心であると、これが本当に

議会制民主主義の一番基本的原則にかなうことな

ります。私たちがしたことは、自分たちで法案を

つくり、こういうものをつくつたらどうかといふ

ことで、最小限の生活基盤の回復だけをまず考

えるという法律なんです。それで私たちは草案をつくり、これは超党派でやるべきことなんです。

超党派の議員たちに送りつけた。八百人ぐらいの話をしてしなかつた。送つたんです。そうすると、見

事なことに十七人の方がまずやろうじゃないかと

言つてくださいました。これはほとんど超党派です。

それから出発して延々とやつてしまして、御承知

のようになつた。私は、これは非常に重なことだと思うんです。被災者自身の現状認識から出発して、体験か

院に正式に去年上程されました。そして、二度の

ところが、現実を見ますと、阪神・淡路大震災

は被災が人災に変わつてしまつたんですね。例え

ば、関連死、孤独死、自殺、餓死。私の前の市立

仮設住宅でも餓死が出ています。もう驚くべきこ

となんです。経済大国でこれは一体何だと。なれ

ば、やはりここで根本的にそういう考え方は間違

っています。政治は責任があるんですよ。政治の

責任を果たしていないことは事実なんです。

それは関連死、孤独死、自殺、餓死。されど信じ

がたいことなんです、この経済大国において餓死

が出るなんて。私はあちこち講演しているけれど

も、外國で講演してもだれも信じがたい。しかし、

それが関連死、孤独死、自殺、餓死。されど信じ

がたいことなんです、政治の要路に立つ人は。

それからもう一つ。例えば、これは村山富市氏

がおっしゃったことだとよく言われているんです

けれども、この国は経済システムでは個人財産の

補償はできないんだとおっしゃった。そのことの

事実なんです。これはやつぱり考えていただきた

いと思うんです、政治の要路に立つ人は。

それからもう一つ。例えば、これは村山富市氏

がおっしゃったことだとよく言われているんです

けれども、この国は経済システムでは個人財産の

補償はできないんだとおっしゃった。そのことの

事実なんです。これはやつぱり考えていただきた

いと思うんです、政治の要路に立つ人は。

それからもう一つ。例えば、これは村山富市氏

がおっしゃったことだとよく言われているんです

けれども、この国は経済システムでは個人財産の

補償はできないんだとおっしゃった。そのことの

事実なんです。これはやつぱり考えていただきた

いと思うんです、政治の要路に立つ人は。

それからもう一つ。例えば、これは村山富市氏

がおっしゃったことだとよくと言われているんです

けれども、この国は経済システムでは個人財産の

補償はできないんだとおっしゃった。そのことの

あるということをしたんです。  
そして、そのときは個人的な財産の補償はしないと言ひながら、今度は金融機構の破綻に対しても幾らでも公的援助をする。早々と三十兆円以上もの、金融機関に行くものを公的支援か何かいろいろな名前をつけながらする。即日決めてしまふ。

Digitized by srujanika@gmail.com

一体これは何だろう、私は被災者の一人として怒り心頭に発したことがあります。やっぱりこのことを考えていただきたい。財源の問題より先に、この国のあり方の根本の問題として考えていただきたい。予算の再配分とか、あるいは各予算の項目から少しずつ出すとか、いろいろなことが考えられると思うんです。そのことをやつていたいだけだ。

そして地方自治体がその上に乗る。これは亞美ニツドを考えてください。一番土台になるのは国なんですね。その上に地方自治体が乗る。そして義援金が乗る。

ところが、今までのやり方というのは義援金だけで貰おうとしたんですね。これはむちやくちやなんですよ。世界にあるまじき国ですね。だから、そこのことろを考えていただきたい。やはり国が

と来ています。皆さん御承知のようになりますが、前の方で座り込み、きのうもデモをしました。たくさんの人方が歩いてきました。それだけでなく、今三週間ぐらいの間に私たちに、賛成・支持のファクス、はがきというものが二万三千を超えていました。「一万三千が殺到しているんです。今も殺到して来ています。このことをお考えください。

その中に共通するものがある。人間の国をつく

責任をとることは国政をつかさどっている皆さんの方の責任だと思います。ぜひこのことをやつていただきたい。それを真剣に討議していただきたい。

今三つの法案があるならば、私たちが望んだことは、三つの法案がこのテーブルの上に並んで、三つの法案がそれぞれ互角に闘い、いろんなことを言うと。

私たちたちはたたき台を出しました。私たちの法案が最初に提示したのは、例えば全壟五百万円とかいろいろなことを考えただれども、コンセンサスで考えられるのはたたき台として出そうじゃないかといつて、年収の所得制限は一千万円、大体八割ぐらいはカバーできると思うんです。それから、全壟が三百万円、半壟が百五十万円、それをテーブルの上に出す。そして野党の方も出す。あるいはまた、今取りざたされている、共同提案されて

つてほしいということなんです。経済大国だけじやなくて、経済大国を土台にしてちゃんとした人間の国をつくつたらどうかと。人間の国という私たちのテーマは、私がいみじくも発した言葉なんです。

私は朝日新聞の「論壇」に書いたことがあるんですけれども、その前に外国の新聞記者がやってきた。いろんな国の新聞記者がやってきたり、テレビの記者がやってくるんです。その人たち、アメリカ合衆国、西ヨーロッパの人たちは当然この経済大国は公的援助をしていると思ってやってくるんです。していないと知つてびっくりするんです。いみじくも彼らの発した質問というものは、ここは経済大国と違うかと言うんです。私もいみじくも答えた。そのとつさに答えたのは、経済大国かもしれないけれども人間の国とは違うんだと思わず言つてしまつたんです。

いるようなところも出てくる。三つがそれぞれのたたき台を出し合おうじやないか。三つがそれをこれにわあわあやつたらつぶれてしまふ。これは一番大事なときですから、それぞれが無理ない範囲で三つの法案をにらみながら出す。そして、ここで堂々と討議をして理非曲直を明らかにする、取

そのことが自分のテーマなんです、人間の国をつくろうじゃないかと。経済大国だけではこれはもう人間は死に絶えるということになる。経済大国であるならば、それこそその力を使ってぜひ人間の国をつくろうじやありませんか。そのことをやつぱりこここの場で超党派で議論していただきた

るべきものを見る、できないものはできない、それでいろんな議論をしていこうじゃないかと、そのことを私たちへは望んできたんです。ところが、それがなかなか実現しない。これからでも遅くなればそれをやつていただきたい。本当に議会制度からそれをやつていただきたい。民主主義を真剣に考えるならば、それは一番大事なことじやないでしようか。

い。 我々の法案はまだ生きています。我々の法案もこれから一つの案として一緒に考えていくうじやないか、そのことを私は非常に痛感いたします。そういうことをしないと本末転倒なんです。つまり、国家がちゃんと面倒を見て、地方自治体も面倒を見て、その上に義援金がある、それが本當のやり方です。ところが、義援金だけでやろうと

する。これは本末転倒でしょう。あるいは、これらの災害に備えるけれども、阪神・淡路大震災は附帯決議ぐらいでいいのもの、それも本末転倒じゃありませんか。やはり附帯決議をするなら、真剣にこのことをお考えになつて、本当の意味の有効な附帯決議をつけ、本当にそれを実行すること、私たち市民はそれをずっと見守りたいと思うんです。私は運動を続けます。そして私はそれを見守りたい。

被災の人たちがたくさんここに来ています。その人たちと一緒にこの行方を、どういうことになろうと、私たちの一番理想的なのは私たちが今まで提出している被災者等支援法案なんです。その中で一番無理のない形も提示した。一千万円、三百万円、これは幾らでも議論できる。これはたまたま台なんです。そのことを含めてこれから討議していただきたい。そして、積極的な方向で新しい国づくりの根本をつくつていただきたいと思うんです。

私は知事ともしゃべりましたけれども、市民運動の力でここまで来たんだということを知事も喜んでいました。しかし、知事等も含めて、彼も本当にここまでやりたいと思うんですね。しかし、それがいろんな制約からできないと思うんです。市長たちも皆言っています。その意味も含めて、私は、このことを真剣に皆さんに討議していただきたい、その結果をぜひ有効なものにしていただきたいということをお願いして、この話を終わります。

どうもありがとうございました。

○委員長(浦田勝君) ありがとうございました。

次に、片山参考人にお願いいたします。片山参考人。

○参考人(片山恒雄君) ただいま御紹介にあづかりました科学技術庁防災科学技術研究所の片山でございます。

私の専門は土木工学でございますが、その中でも地盤工学、それから都市防災といったものが専門の分野でございますが、こういう重要な場

を与えていただきましたので、公的支援またはそこの周辺の問題に関して、私が從来から考えているふうに思います。

災害対策の基本は事前対策、すなわち予防にあるというのが地震工学をずっと勉強してきたエンジニアとしての基本的な立場であります。この基本的なスタンスを初めに示しておきたい。例えば、今国連は国際防災の十年という運動をやっています。世界から自然災害による苦しみを軽減するために力を合わせようという運動を展開しております。ここでも、その基調となる考えは、災害に見舞われる前にアクションをとることの大切さ、災害の防止、軽減、あるいは災害に対してもっということが災害発生後の対応策よりも重要であるというところに置かれております。例えば、地震後の延焼火災といった問題を考えると、都市計画や建物の不燃化という対策と、炎に追われた避難をいかに最適化するかという対策を考えるときに、私の基本姿勢は前者に重きを置くというところであります。

今申し上げたような考え方方に従つて、一年半ほど前まで私は東京大学で地震工学や都市防災を教えてまいりました。三年前に阪神・淡路大震災が起つたまで、実際には地震が起こつて数時間たつまで、私は我が国の構造物があんなに惨めに壊され、六千人を超える犠牲者がいる震災が起つたことは考へてもおりませんでした。実際、我が国のがあつたものだと思いますけれども、地震から三年たつた今、それらの大企業はほぼ震災から立ち直つております。

これに対して、個人が災害の影響を受ける度合いというのは極めて不公平なものであります。地震の条件が悪いところに家を持つていて、これが一般的論とする財政的にも豊かとは言えない。そういうところにある家は、これも一般論であります。現在は、防災という言葉のついた唯一の国立の研究機関の長として災害軽減のための活動を指揮しておりますが、大学における私の研究も防災科学技術研究所における研究も基本的には国費、すなわち公的支援によるものであります。したがつて、初めて述べた研究者としての基本姿勢とは多少矛盾することは承知の上でございますが、私も地盤工学、それから都市防災といったものが専門の分野でございますが、こういう貴重な場

一部に公的な支援を行うことに対する立場であります。

兵庫県南部地震が発生した平成七年三月に内閣総理大臣により設置されました防災問題懇談会が同年九月に提言を出しております。この懇談会において自治体の関係の委員の方から被災者の公的支援の必要性に関する意見が話され、最終提言の中においてもこれが取り上げられております。

「災害相互支援基金の設立」という項目がそれであります。その文書は、「大規模災害による被災者の生活を迅速かつ弾力的に支援するため、全国地方公共団体が毎年度一定の額を拠出して積み立てておき、有事に際して被災地の支援を行う基金の制度を創設することを検討する必要がある。」

この提言の文書には個人への直接の支援ということははつきりと言われておりませんが、私は、災害の影響は最終的には個人の命、個人の生活、個人の財産への影響としてとらえるべきであるといふうに考えております。大企業の場合、阪神・淡路大震災で地震の直後には極めて大きな被害をこうむつたところが幾つもあつたという報告がなされております。当然、企業としての大変な努力があつたものと思いますけれども、地震から三年たつた今、それらの大企業はほぼ震災から立ち直つております。

これに対して、個人が災害の影響を受ける度合いというのは極めて不公平なものであります。地震の条件が悪いところに家を持つていて、これが一般的論とすると財政的にも豊かとは言えない。そういうところにある家は、これも一般論であります。地盤で百人を超える死者が出たことを御記憶であろうと思います。この地震は陸上では液状化による大きな被害を起こしました。地震の後、

被災者がどのような経済的な影響を受けたかを詳細に調査したことがございます。その結果、一つはつきりしたことは、もともとお金に余裕のある人は地震保険にも加入している、いろいろな補助金や銀行からの融資、これは当然借金であります

が、これを十分受け取って震災からの立ち直りが早かつたという事実であります。

持つ者と持たざる者の差は平常時においても極めて大きいのであります。被災者を支援するために公的財源を使うという道筋をとる以上、しかも公的な財源は無尽蔵ではないということがわかつていて、いかにして持たざる者を支え、災害後は延焼火災といった問題を考えると、例えば、地震後の延焼火災といった問題を考えると、都市計画や建物の不燃化という対策と、炎に追われた避難をいかに最適化するかという対策を考えておき、有事に際して被災地の支援を行う基金の制度を創設することを検討する必要がある。」

この文書であります。

この提言の文書には個人への直接の支援ということははつきりと言われておりませんが、私は、災害の影響は最終的には個人の命、個人の生活、個人の財産への影響としてとらえるべきであるといふうに考えております。大企業の場合、阪神・

淡路大震災で地震の直後には極めて大きな被害をこうむつたところが幾つもあつたという報告がなされております。当然、企業としての大変な努力があつたものと思いますけれども、地震から三年たつた今、それらの大企業はほぼ震災から立ち直つております。

これに対して、個人が災害の影響を受ける度合いというのは極めて不公平なものであります。地震の条件が悪いところに家を持つていて、これが一般的論とすると財政的にも豊かとは言えない。そういうところにある家は、これも一般論であります。現在は、防災という言葉のついた唯一の国立の研究機関の長として災害軽減のための活動を指揮しておりますが、大学における私の研究も防災科学技術研究所における研究も基本的には国費、すなわち公的支援によるものであります。したがつて、初めて述べた研究者としての基本姿勢とは多少矛盾することは承知の上でございますが、私も地盤工学、それから都市防災といったものが専門の分野でございますが、こういう貴重な場

公平に起つてあります。

一九八三年五月に日本海中部地震というのが起つて、初めて述べた研究者としての基本姿勢とは多少矛盾することは承知の上でございますが、私も地盤工学、それから都市防災といったものが専門の分野でございますが、こういう貴重な場

のうちはインターネットをのぞいてみたんですけども、その犠牲者に対して四月十七日の時点で小切手を発行すると、いうふうにインターネットでも申しこみをしておりまして、これに対して三千二百

七十万ドル分の支援が既に認められております。援助の申し込みは、料金不要の電話で五月六日まで個人が直接国機関であるFEMAに行えるようになります。

公的支援に道筋をつけたというものが今回の法律に対する多くのメディアの論調であります。人が国の機関に直接電話をして援助を求めるというアメリカの国民性の中には、公的援助を受ける人が対する多くのメディアの論調であります。人が国の機関に直接電話をして援助を求めるというより自分の税金を取り戻しているという姿勢が見られるような気がいたします。政府のお金とはいえ、もとはといえば自分たちが払った税金であるという立場であります。公的支援という言葉自身が税金というものに対する我々日本国民の後進性をあらわしているのではないかというふうに思います。

災害への対策は一つの手段では十分ではありません。公的支援があるからといって、災害に対応する個人の自助努力の重要性は少しも小さくはありません。阪神・淡路大震災のとき、八万件以上の地震保険に対して、建物と家財を合わせて総額で七百六十億円の地震保険が支払われております。御存じのように、我が国の地震保険は高いといいうのが風評であります。

ある試算によりますと、百平方メートルの家を建てようとすると、平均一千七百万円が必要であります。これだけのお金を地震保険から得ようとしまして、例え東京では、火災保険に五万七千八百円、地震保険に七万三千百円、合わせて十三万円以上の保険料を毎年払い続ける必要があります。しかも、大地震で自分の家が全壊するというようなことは日本のようない地震国でも何百年に一回といいうことなのであります。しかし、このようにしてでも自分の資産を自分で守ろうとしている人たちがいるのであって、公的支援というのもとにこれらの人たちの努力がむだに見えるようなことだけはしたくないというふうに私は思います。自助努力のできる人、自助努力をしようとする人にその気を起こさせるために例えば地震保険の料金を安くできるような制度上の工夫も考えてい

ただきたい。現在では一回の地震による地震保険の払い出しの総額は三兆七千億円まで引き上げられております。しかし、この上限額をさらに引き上げて、必ず適正な地震保険が支払われるという印象を国民に与えるというようなこともしていたい。

阪神・淡路大震災のときに老朽化した家屋が大きな被害を受けたという苦い経験を受けて、建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定されました。ただし、これによる住宅金融公庫の貸付資金の特例を使って住宅を改修しようという申し込みは極めて少ないというふうに聞いております。法律はできても使つてみようという個人の意欲をそぞらない部分がどこかにあるわけであります。こういった部分を早急に改善しない限り法律をつくった意味がないといふふうに思います。

今回のいわゆる公的支援に加えて、国が納税者に提供すべきサービスはほかにもたくさんあります。そしてそれらの多くは、私が冒頭に私のエンジニアとしてのスタンスで述べた、災害対策の基本は事前対策すなむち予防にあるという基本精神にかかるものであります。

阪神・淡路大震災のような災害が再びやつくるなどとはだれしも考えたくはありません。しかし、地震国日本に住んでいる限り、またいつの日か予期せぬ震災に見舞われることは避けられない 것입니다。最近では、阪神・淡路大震災の緊張感が既に薄れつつあるように思われます。公的支援の法制化の議論に伴つて、幸い社会の目が地震に対しても再び強く向けられております。この機会を逸せずに、防災に対するさらなる公的施策を打ち出してほしいというふうに述べて、私の発言を終わります。

○参考人(小室豊允君) 私は、三年三カ月前の一月十七日の長い一日をいまだに忘れることができません。私自身も家が全壊いたしました。そして

町に出ますと、火が飛び交いまして、逃げ惑う子供たち、女性、そして毛布くるまれた死体、もう何というひどいことが起こったのか、神様も仏様もないのかというようにそのときは思いました。神様、仏様も恨んだわけでありますから、まして一体政府は何をしてくれたのかというようなことも当初は考えたわけであります。

しかしながら、その後、国、政府がやつていた

だましした精神的、物的な援助に対しても、一部それを依然としてまだ不十分だと言う人もおられるかもわかりませんが、多くの被災者、県民は大変感謝をしております。この被害に公的に援助していただいた直接、間接のものが四兆五千億円といいますと、実は消費税2%に当たるものが私たち被災地に援助されたわけでありまして、そのことに対する國、政府に心からの感謝を申し上げたいというふうに思います。

兵庫県あるいは県下の市町、そして我々被災者あるいは県民自身も懸命の努力をいたしました。決して公的な支援のみで自立しよう、復興しようなどということは考えず、それぞれの立場で私たちは努力をしてまいつたわけでございます。

例えば、兵庫県行政を見てみましても、災害弔慰金や災害援護金の支給、あるいは瓦礫の公費による処理、仮設住宅の建設というようなことを阪神・淡路大震災復興基金も活用して行つてきたところでございます。

また、住まいの復興に関しましては、恒久住宅

から住宅持ち家再建者への利子補給あるいはタブ

ルローン対策、高齢者住宅再建補助等々さまざまな住宅対策が打たれてまいりましたし、今公営住宅への入居が必要な人については大半がもう入居決定を終わつてしまつて、未決定の世帯は四千七百世帯にまで少なくなつてまいりました。この四月末から募集をいたしますので、八月末までにはこの四千七百世帯の皆さんも公営住宅の入居先を決定いただきました。このことができるのではなくて、私たち被災県民、住民を励ます意味も込めます。私は法律学者でございますから、この法案を読

ませていただきました。幾つかの意義あるすぐれた面がございます。

一つは、従来の自然災害の被災者に対しましては、御承知のように応急的で物を配るという現物支給方式でございましたが、本法案は初めて現金給付による生活再建支援の可能性性に道を開いたことが第一に大きな意義であろうかと思います。

第二は、これまで被災自治体のみの基金でございました。したがいまして、被災から立ち直るために必要な迅速かつ弾力的な運営が必ずしも行われたかった。それが本法案によりますと、二分の一が国費の御支持をいただけるということです、被災から復興するため最も必要な迅速性、弾力性が図られるのではないかというのが二番目の意義でございます。

それから三番目は何かと申しますと、従来の被災対策というのは、どちらかといふと一部の限定された弱者のみが対象でございました。しかし、本法案を読ませていただきまして、一部の限定的な社会的弱者だけではなくて、平均的、一般的なサラリーマン層もこの救済の対象になるということがあります。議員諸氏御承知のように、憲法第二十五条の生存権は決して一部の者の生存権を保障しているわけではありません。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」ということでありますから、私は、本法案は憲法第二十五条の生存権にもかなつた大変立派な法律であるというように思われます。

もう一つ本法案の意義のあるところは、単に生活再建だけではなくて、住宅再建、この両方が本法案によって図られているというように思います。

なお、本法案はこれから起る自然災害が対象となりますので、これはいわば自立のための両輪であります生活再建、住宅再建、この両方が本法案の特例措置の必要性を訴えたいわけでございました。

○委員長(浦田勝君) 被災者生活再建支援法案を議題といたします。

○委員長(浦田勝君) 速記を起こしてください。

〔速記中止〕

○委員長(浦田勝君) 速記を起こしてください。

速記をとめてください。

参考人の方々は御退席くださつて結構でございました。

参考人の方々に一言ございさつ申し上げます。

本日は、御多用中のところ御出席を賜り、貴重な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

参考人の方々は御退席くださつて結構でございました。

す。清水君。

○清水達雄君 ただいま議題となりました被災者生活再建支援法案につきまして、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申上げます。

我が国は、気象的、地形的要因により災害を受けやすく、毎年のよう風水害、地震・火山災害などさまざまな自然灾害が多発し、甚大な人的、物的被害が生じております。これらの災害に適切に対処するため、災害予防、災害応急対策から復旧・復興に至る各段階を通じてこれまで各般にわたる災害対策に関する制度の整備が図られてきたところでございます。自然災害により被害を受けた民をどれほど励ますことありますか。議員諸氏の一日も早い法案成立への御努力をお願いしております。

そして、肝心なことは、この法案がさまざまなものと願いはあるうかとは思います。一日も早く一刻も早く成立をしていただきたいということでおざいます。この法案の成立が私たち被災住民をどれほど励ますことありますか。議員諸氏の一日も早い法案成立への御努力をお願いしたいといふことをお願いいたしております。

なお、最後にお願いを申し上げたいのは、法案の一日も早い成立を心から期待いたしておりますが、法案が成立いたしましたら、できるだけこれ又被災住民のニーズにしなやかに柔軟に対応できるように弾力的運用を図っていただきたいということをお願いいたしまして、私の陳述を終わらせたいと思います。

○委員長(浦田勝君) ありがとうございます。以上で参考人からの意見聴取は終りました。参考人の方々に一言ございさつ申し上げます。本日は、御多用中のところ御出席を賜り、貴重な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

参考人の方々は御退席くださつて結構でございました。

在講じられているところであります。

この阪神・淡路大震災の教訓にからみれば、現在の社会経済情勢のもとで、被災者の生活をそなへた災害実態に応じ迅速かつ弾力的に支援することにより、一日も早い被災者の生活の立ち上がりを図ることが極めて重要な課題となつております。

一方、阪神・淡路大震災後、内閣総理大臣により設置された防災問題懇談会は、平成七年九月、全国地方公共団体が一定額を拠出して被災地の支援を行う基金の制度を創設することについての検討の必要性を提言しております。また、全国知事会におきましても、昨年七月、地震等自然災害に対する決議が行われたところであります。

全国地方公共団体が一定額を拠出して被災地の支援を行う基金の制度を創設することについての検討の必要性を提言しております。また、全国知事会におきましても、昨年七月、地震等自然災害に対する決議が行われたところであります。

そのための法制度の充実が求められております。

一方、阪神・淡路大震災後、内閣総理大臣により設置された防災問題懇談会は、平成七年九月、全国地方公共団体が一定額を拠出して被災地の支援を行う基金の制度を創設することについての検討の必要性を提言しております。また、全国知事会におきましても、昨年七月、地震等自然災害に対する決議が行われたところであります。

そのための法制度の充実が求められております。

しかしながら、二十一世紀を目前に控えた現在、国民の生活水準が著しく向上し成熟化する一方で、本格的な高齢化社会が到来するなど、自然災害の被災者を取り巻く社会経済情勢もこれまで大きく変化しております。

かかる状況のもと、平成七年一月発生した阪神・淡路大震災は、大都市直下型の災害であったため、その居住する住宅が全壊した被災者が約四十六万世帯に上るなど戦後未曾有の大災害となりましたが、被災地におきましては、生活の基盤を破壊された高齢等の被災の方々の中には自力の恒久的な法制度を確立することが今何よりも肝要であると考えます。

本法律案は、以上のような観点に立つて、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等により自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、その自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出するための恒久的な法制度を確立することが今何よりも肝要であると考えます。

本法律案は、以上のような観点に立つて、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等により自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、その自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出するための恒久的な法制度を確立することが今何よりも肝要であると考えます。

次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、この法律における自然災害等の定義についてであります。自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害をいうことといた

うとともに、兵庫県及び神戸市によって設立された財團法人阪神・淡路大震災復興基金が、被災高齢者世帯等への生活再建支援金の支給、被災中高齢者世帯等への中高年自立支援金の支給等各種の事業を行なうなど、行政措置として多くの施設が現を受けたと認められる世帯として政令で定めるも

のをいうこといたしております。

る等、同基金の指定、運営等に関し所要の規定を設けることとするところです。

設けることといたしております。

第四に、被災者生活再建支援基金に対する国の補助等についてであります。国は、同基金に対し、都道府県に対する交付金の額及び同基金が支給する被災者生活再建支援金の額の二分の一に相当する額を補助することといたしております。

第五に、この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、また被災者生活再建支援金の支給に関する規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の被災者生活再建支援基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害の被災世帯について適用することといたしております。

第六に、自然災害により住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援のあり方につきまして、総合的な見地から検討を行うものとし、そのためには必要な措置が講ぜられるものとする旨をこの法律の附則において規定することといたしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(浦田勝君) 以上で趣旨説明の聴取は終りました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○山下芳生君 日本共産党の山下です。

阪神・淡路大震災から三年三カ月がたちました。今なお苦しむ被災者の皆さんのが悲惨な経験をさせではない、この思いは私も皆さん方も同じだと思います。

本法案は、今後の自然災害被災者に生活再建支援金を支給するものであります。まず最初に支援金の支給といふのはどのような理念、考え方

○清水達雄君 被災者支援につきましては、從来に基づいて行われるのか、御説明を願います。から災害救助法による救助でありますとか災害援護資金の貸し付け、あるいは住宅の復興資金の貸し付けであるとか、あるいは公営住宅の供給、家賃の引き下げ等々いろいろな施策が講ぜられてきて居るわけでございますけれども、住居が全壊している生活基盤に著しい被害を受けた被災者の中には、やっぱり最低限の生活を再建するために、例えば生活必需品の調達でありますとか引っ越しなどとかなんとか、そういうたぐいの生活再建資金といふふうなものがどうしても必要であるというふうなことでござります。

それに対しまして、被災者の中には、経済力が乏しくあるいは高齢であつて自活能力が乏しいなど自力によって生活を再建することが困難な方々もいるわけでございまして、そのような本当に支援が必要な被災者の生活の立ち上がりを迅速かつ確実に支援する、そういうことを目的としてこの支援金の支給というものを考えておるわけでござります。

○山下芳生君 生活必需品であるとか引っ越す代りに何を想定しているというお答えでした。

これはまた後で詳しく聞きますが、私は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえるなら、この法案の目的にある自立した生活の開始を支援するために、その金額は百万円あるいは五十万円ではなく三千万円程度の支援金があつて初めて生活再建の支えとなりました。発議者が百万円あるいは五十五万円を上限としたのはなぜなのか、御説明願います。

生活再建支援のための支援をしたいという趣旨でやつているわけでございます。

それで、百円とか五十万円とかいうのははどういう額かというお話をございますけれども、この上限額につきましては、阪神・淡路大震災の支援措置が現に行われてゐるということがありますし、それから全国知事会の要望、こういったふうなものを見頭に置きました。被災者の自立した生活の開始に必要な金額というふうなことでおむね百万円ぐらいのものを考えたということでございます。また、その中でより年収の高い世帯につきましては、自己資金によって負担する能力もあるというふうに考えまして、半分の五十万円ということにしたわけでござります。

○山下芳生君 今現在、阪神の被災者の皆さんに行われてゐる支援策を念頭に置いてお答え弁護士でした。

現在、阪神・淡路大震災で支給されている高齢者に対する支援金というのは、確かに最高でいいますと五年間で百五千万円です。月一万五千円なりし二万五千円が支給されております。しかし、例えば今低減された家賃、これも月六千円かかります。共益費が一万三千円かかる、コレクティブハウスで巡回費を支払うことになると四千五百円必要だと、これだけでも合計二万二千五百円であります。高齢者生活支援金はそれだけで消えてしまうというのが今実際に阪神で支援を受けている方々からの叫びであります。私は、それを念頭に置いてといふのでは、今後、災害被災者が十分自立した生活を開始する支援にはなり得ないのではないかということを思うわけです。

それから、次にお伺いしますが、被災者生活再建支援金の算定基準は政令委任ということでありますが、理事懇談会の中で示された政令案によりますと、この支援金を定額支給の部分と実費支給の部分とに分けるとありました。

まず、定額支給について伺いたいのですが、その内容はどういうものなのか。また、上限百万あるのは上限五十万の中で定額支給というのはどの部分と区別されるのでしょうか。

程度の金額を想定されているのか、お答え願えますでしょうか。

○芦尾長司君 おつしやいましたように、この支援金の額でございますが、第五条に書いてありますように、その算定基準はこれから政令で定めるということになつております。

これからの検討事項ということになるわけですが、私たちの考え方いたしまして、定額部分と実費部分とに分けたらどうかなという考え方があるわけでございます。

それで、定額部分というのを設けるといいますのは、支給に際してできるだけ被災者の便宜が図られるよう、また事務処理が簡素化できるよう、こういうことで全壊世帯において必ず必要となるような定型的な経費はとにかく定額支給として基礎的な部分を定める、こういう考え方でございます。そして、あらかじめその単価を定めることが難しい経費等については実費支給という考え方でいらっしゃうかなということを考えておるわけでございます。

○山下芳生君 定額支給の経費としては、例えば引っ越しの費用でございますとか……

○芦尾長司君 定額支給の経費としては、引っ越しの費用とか生活必需品であります耐久消費財の購入経費等を考えていつたらどうか。さらには、実費支給の経費というものには、例えれば民間住宅に入りますと公営住宅と違いまして賃貸住宅の礼金といったようなものが必要になつてしまいましょうし、さらにはまた地域によって必要性の異なる耐久消費財等も必要になつてくるといったようなことが一応想定されるのではないかなということで、これから検討を進めていることなどございます。

○山下芳生君 そこで、例えば定額の部分なんですが、それはどの程度の額になるかというのはまだ想定されていないかもしません。しかし、一旦想定されれば、それは必ず必要な額としてその想定される額が一律に対象となる被災者に支

給されるのか、それとも、今おつしやいました引っ越し代あるいは生活必需品、耐久財等々の中でその被災者が必要とされるものを積み上げていつた額が支給されるのか、あるいはまた、逆に必要な額から必要なものを差し引いた額が支給されるわけでございます。

み上げか、引き算方式なのか、それはどういうことを想定されているでしょうか。

○芦尾長司君 この支援金でございますけれども、考え方としては、そうした積み上げ計算的なことを想定されていますが、少なくとも定額部分については一律でございますが、どういう方々に対しましてもござりますが、少なくとも定額部分については必ず支給されるべき部分だらうと思います。それから、その上に実費部分というのが充てられていくのだろうというふうに思います。

そういうふうな考え方の中で措置を講じていくくという考え方でございますが、要是は六党共同提案されましてこういう支援制度というものが設けられたそういう趣旨というものを十分に体してこられながら運用は図つていくべきであろう、そういう考え方の中でそういうものを制度化していくといふふうに考えております。

○山下芳生君 例えば、もう少し定額の部分を聞きたいんですけど、引っ越し代とおつしやいました。た。

○芦尾長司君 引っ越しというのは、被災地ではまず自宅から避難所に引っ越しなければならない、避難所から仮設住宅に引っ越しなければならない、仮設住宅から恒久住宅に引っ越しなければならない。一回で済みませんね。しかしある経費であります。これは、例えば引っ越しを三回すれば三回認められるというお考えなのでしょうか。

○芦尾長司君 非常に細かいお話をございましたて、これらの検討課題ということの中ならうかと思います。いずれにいたしましてもその限度額の範囲内で引っ越しをなさるということであれば、それが生活再建に必要であればできるだけそ

れはカウントしていくといったようなことはなろうかと思いますが、これから政府当局とよく協議していかなければならぬと思いますけれども、要は本当に何が生活再建につながつていいのかと

いうところに課題があろうかと思います。○山下芳生君 実費支給の部分について伺います

が、例えば避難先からとの学校や職場に通学、通勤するため非常に交通費がかさむケースも生まると思います。病院に通院する場合も同じだと思いますが、こういう交通費については実費支給の中に含まれると想定されているんでしょう

か。○芦尾長司君 これは、現在兵庫県で行つております措置につきましても、例えば通院費というものはカウントされておるわけです。そういうふうなことも考えながらこれから考えていかなければならぬ

しかし、先ほど申し上げましたように、何が被災者の自立した生活の開始を支援するかという本法の趣旨というものを十分体してこういうものをどういうふうに考えていくか、政令なり考え方をどういうふうに考えていくか、政令なり考え方をまとめていく必要があるんだろうと思ふうに思います。

○山下芳生君 先ほど定額部分についてはできるだけ上限いっぱい対象世帯に支給できるようにしてまいりましようし、さらにはまた地域によって必要性の異なる耐久消費財等も必要になつてくる必要性の異なる耐久消費財等も必要になつてくるといふふうに思いますが、実費部分についてはどのようにお考えでしょうか。やはり、それは積み上げ方式で積み上げられたものということになります。

○芦尾長司君 実費の中にはどういうものがこれからなるか、そのためにカウントされてくるのかといふふうに思いますが、それはやはり被災者の支援という観点からして、できるだけ限度額が満たされるようなそういう考え方でメニューと

申請の方法ですが、例えば領収書をとつておいて、それに基づいてその都度申請することになるのか。これは、大規模災害の場合、一々生活に必要なものを購入したりあるいは手に入れる際に領収書をそろえておくなどということは事実上不可能ではないかと思うんですが、この点はいかにお考えで

考へで

○芦尾長司君 この辺、この法律を組み立てる中の一つの考え方としてそういう申請に基づいて被災者に対して支援金を支給していくという構想があるわけでございます。

そういう基本的な考え方の中で、現実問題として今おつしやったように、被災の混乱の中でそういうものを用意するのはなかなか大変ではないかということになるわけでございますから、その辺の彈力的な運用というものを政府と十分に協議しながら、被災者の立場に立つても、また現実に事務を取り扱う立場の人に対しても、簡素化が図られるようなそういう方法でやつていく、そういうシステムをこれからつくり上げていかなければならぬのじゃないかなというふうに思います。

○山下芳生君 この支援金ですが、生活再建に必要な額ということですが、必要なものについて支給するということで考えますと、積み上げでいくればこれは五百円とか五十万円にはおさまらないと思うんですね。必要だから支給するという考え方と、一方で五百円、五十万円という上限を設けるというやり方は矛盾しないで

○芦尾長司君 この法律そのものが生活再建の支援を行つていただきましょうということでございますから、そういうことの中でも、先ほど清水委員の方からも御答弁がありましたように、一つは今阪神・淡路大震災の支援措置が行われておるし、さらには知事会の要望といったようなこともある、そういうものを基礎にして現実的な実施可能な金額としてこの百万円なり五十万円というものが定められたわけでございますから、そういう趣旨を体してこの金額が定められたというふうに御理解いただければあります。

○下山芳生君 次に、趣旨説明の中で、この法案というものは現行制度の運用では対応が困難な分野を補完するという表現がありました。

生活再建支援金の支給というものは、現行制度つまり災害救助法による現物給付とどういう関係にあるのか。災害救助法による救助のメニューの中には、「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」という項目があります。生活必需品を支給するということになりますが、これとこの法案が想定している生活に必要な現金の給付というものの関係を御説明いただけますでしょうか。

○芦尾長司君 御承知のように、災害救助法は、災害の発生直後にみずから食糧や住居等を確保することが困難な被災者に対して今おつしやったような必要な物品等が現物として直接給付される、ある意味では一時的、応急的なものでございます。

今回のこの生活再建支援というのは、ここが定期的なことだらうと思うんですねけれども、自立を図っていく方々に対して支援をしていこう、こういうことであります。ある意味では救助法といふのは倒れた人が立ち上がるというところまでをやろうとしたわけでございます。この生活支援金は、さらに一步踏み出そう、そういうことに対しても支援をしていこうということでございますから、当然これは救助法で支給されたからといってそれを差し引くとかいったことがあってはならぬと思います。そういうふうに考えております。

○山下芳生君 細かくお聞かせいただきましたけれども、これからは災害に対して本当に適用される場合に大事な問題だと思いましたので質問させていただきました。

次に、阪神・淡路大震災の場合、全壊、半壊世帯を合わせると約四十五万世帯であります。うち全壊世帯が二十万、半壊世帯が二十五万。この半壊世帯も大変大きな被害をこうむったわけですが、この法案は全壊世帯、半壊でも取り壊して全壊とみなす部分しか含まれない、対象とされないわけですが、そうした理由はなぜでしょうか。

○芦尾長司君 この法案でござりますけれども、災害によって生活基盤に著しい被害を受けて自力により生活を再建することが困難である者に対して自立した生活の開始を支援する、こういうふうに目的にもなつておるわけですが、そういうふうに考えておるわけですが、そういうことから考象費、引っ越し費用とか耐久消費財の購入経費等を考えておるわけですが、そういうことから考象費、引っ越し費用とか耐久消費財の購入経費等を考えておるわけですが、そういうふうにいたしておるわけですが、それで、住家を失つてこれらの措置が本当に必要な全壊世帯またはそれと同等の被害を受けた者を対象としようというふうにいたしておるわけですが、います。なお、阪神・淡路大震災の措置もそういうふうなことで対象は全壊、半壊解体世帯ということになつておるわけでございます。  
○山下芳生君 所得制限、年齢制限がかなり厳しく課せられると思いますが、どの程度の被災者をカバーすることになるとお考えなのか、またなぜそういう制限をつけるのか。  
自然灾害というのは年齢や所得にかかわりなく生活基盤の破壊が起る、これが阪神・淡路大震災の教訓の一つだつたと思います。とりわけ、中堅層の受けれるダメージが大きい、その中堅層の生活基盤の回復が遅れているがために阪神地域の経済回復が遅れているという事実もあるわけです。今度の法案では所得制限、年齢制限、かなり厳しいわけですが、このカバー率そしてその制限を設けた理由について伺いたいと思います。  
○清水達雄君 この生活再建支援、自立的な生活を営んでいく立ち上がりの支援ということにつきましては、そういうことをする難しさの程度に応じて支援をしていくといふことがやつぱり考え方にあるわけでございます。  
ですから、所得が高い人よりも所得の低い人の方がやつぱり困難さは大きい、だからそういう人にはもつと多額の支援をする必要があるんじゃなかといふ考え方によりまして、年収、収入の基準といふのは一番大きな要素としてこの支援の額を決めるのに使つておるわけですが、それから、非常に年をとつた人というのはやつぱりど

うしても若い人に比べて活力もないわけですかね。そういう人に対する支援はより大きな支援といふものを考えなくちゃいけないんじゃないかというふうなことで、言うなれば支援の必要性に応じてそういう支援の程度を決めていくことという考え方でございます。

ですから、こういうことをやつて何割の人がカバーされるかということが頭にあるわけじゃないわけでございまして、結果としてこういう所得制限なり年齢制限というようなもので組み立てていつたら、これは地域によつても違うと思いますよ。地域によつても違いますけれども、ある地域においては全体としてはこのくらいの人が支援の対象になるという、結果論としてそういうことが出てくるということだと思つております。

○山下芳生君 私は、阪神・淡路の被災地の現状に照らして試算してみましたけれども、大体年収五百円以下の方というのは三九%、それから年収五百萬円ないし八百万円で世帯主の年齢が六十歳以上の方が五%、年収五百萬円ないし七百万円で世帯主年齢が四十五歳ないし六十歳の方が六%、合計五〇%であります。全壊世帯の五〇%です。半壊世帯のうち、全壊世帯の占める比率といつのは阪神の場合ですと四四%ですから、五〇%掛けた四四%イコール二二%程度の支援対象にしかならないのかなというふうに試算しております。それでは私は、被災者の生活再建支援という点で対象が狹過ぎるのではないかという感想を持つているわけです。

次に、今回の法案の出発点というのはやはり阪神・淡路大震災であったことはもうだれも否定できません。自助努力による生活重建は大規模災害においては限界があるというのがこの震災の教訓であります。しかし、その苦い教訓というのは被災地で現在もなお進行中であります。にもかかわらず、なぜ阪神・淡路大震災を適用対象にしないのか、いかがでしょうか。

○清水達雄君 おつしやいますように、阪神・淡路大震災による災害、それからまた、そこから立ち

ち上がるらうとする被災者の方々の実態というものが、そういう教訓といいますか実態というものが今回のこういう制度を生み出した非常に大きな契機になつてゐるということはおっしゃるとおりだと思います。

しかし、先ほど来お話をありましたような防災問題懇談会の提言でありますとか全国知事会の考え方なんかも、やっぱりみんなで基金を積み立ててその運用益等で支援をする、そういう体制しかなかなかできないんじやないかということがありまして、したがいましてこの法律の目的にも書いてあるわけでござりますけれども、将来の災害に備えて相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給する、こういう制度の枠組みをつくつておるわけでございます。

したがいまして、阪神・淡路大震災を含めて、こういった枠組みができる以前に生じた災害について遡及してこういう位置をとれということは制度上はできぬないというふうに思つておるわけでございます。

しかし、新法をせつかくつくつても阪神・淡路には何の効用もないよということでは困りますから、それは行政的措置で一定程度の施策が講ぜられるようすに政府に対してちゃんと要求をして、それが実現できるように努力をしなきやならぬというふうにはまた一方で思うわけでございます。

○山下芳生君 私どもが超党派の議員の皆さんと練り上げ提出した法案というのは、やはり阪神が出発点なんだから阪神から適用すると、当たり前のように法規のスキームを考えました。国が直接必要なお金をお支給する、国の責任ということを明記したらそなうならざるを得ないはずであります。

最後に、今、発議者から、しかし阪神にもこの法ができることによって何らかの行政措置を期待するというふうにおっしゃいました。理事懇の説明でも、この法規のスキームと同等な措置が阪神新たな費用として五百四十億円、そして支給対象が八万人、この根拠を御説明いただけますでしょ

うか。

○芦尾長司君 これは理事懇の場でどの程度の規模になるのかなどといったような御質問もありましたので、私の方で兵庫県の方から基礎的な数字も聞きましたが、一応試算されたものが、この阪神・淡路大震災にこの法案、このスキームで適用されたら千二百五十億ぐらいかかるだろう、そして既に阪神・淡路大震災によって今先行的に措置されておる額がざつと七百億強、七百十億といつたようないふての数字を聞いておりますから、それを差し引きいたしまして五百四十億、五百五十億、そうしたオーダーの数字になるのではないかなどということを御報告申し上げたわけござります。まさに一つの概算の数字ではございますが、オーダー的にそうしたことになるのではないかなどといふて御報告を申し上げたわけでございますので御理解いただきたいと思います。

○山下芳生君 最後に、附則の検討課題にある住宅再建支援について、具体的にどういうものを想定されているのかお答え願えますでしょうか。

○清水達雄君 これにつきましては、從来から保険制度でありますとかいろいろ議論があるわけでございますけれども、保険としても成り立せる

ということになると非常に難しい面もあるわけでございますが、そういったことも含めましていろんな考え方というものを総合的に検討してほしい

という意味で法律の附則に盛り込んだわけでござります。

○山下芳生君 終わります。

○委員長(浦田勝君) 他に御発言もなければ質疑は終局したものと認めます。

本法律案は予算を伴うものでありますので、国際法第五十七条の三の規定により、内閣から本法律に対する意見を聴取いたします。亀井国土府長官。

○國務大臣(亀井久興君) 被災者生活再建支援法案の提出に際しての議員各位の御努力と御熱意に対して、深く敬意を表するものでございます。本法律案につきましては、政府としては特に異

存はございません。

○委員長(浦田勝君) これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、ただいま提案のありました被災者生活再建支援法案に対し、反対の立場から討論を行います。

阪神・淡路大震災から三年三カ月余がたち、被災地はもうこれ以上待てないと、公的支援をめぐる国会での議論の行方をかたゞをのんで見守っています。

私も日本共産党は、震災復興は被災者の生活再建への公的支援がまぎだということを当初から提起し、党として独自の法案大綱も発表し、そういう思いをお持ちの市民の方々、超党派の議員の皆さんと一緒に努力してきました。

所得二千万円以下の大多数の被災者を対象に全壊五百万円、半壊二百五十万円を限度に生活基盤回復支援金を支給することを柱とする災害被災者等支援法案を練り上げ、六会派三十九名で参議院に提出し、実現のために力を合わせて頑張ってきました。それは画期的な取り組みであり、誇りとするものであります。

今回の共同提案の素案となつた自民党私案の出発自体、被災者、国民の粘り強い運動の成果であることは間違ありません。

しかしながら、本法案の内容は、被災者の生活再建に十分に資するものとは言いがたく、被災者の皆さんの願いに照らして我が党としては共同提案に加われないものであります。

以下、三つの点にわたって反対の理由を述べます。

まず第一に、今最も支援が求められている阪神・淡路大震災の被災者を適用対象にしない点であります。

以下、三つの点にわたって反対の理由を述べます。

まず第一に、今最も支援が求められている阪神・淡路大震災の被災者を適用対象にしない点であります。

以下、三つの点にわたって反対の理由を述べます。

まず第一に、今最も支援が求められている阪神・淡路大震災の被災者を適用対象にしない点であります。

以下、三つの点にわたって反対の理由を述べます。

まず第一に、今最も支援が求められている阪神・淡路大震災の被災者を適用対象にしない点であります。

以下、三つの点にわたって反対の理由を述べます。

めの新たな公的支援が緊急、切実に求められないものであります。こうした被災者と、国は私たちを見捨てるのかとの悲痛な叫びに背を向けることはできません。

なお、附帯決議による同等の行政措置についても、法案の内容を超えることはあり得ず、雪仙、奥尻で行われた支援策に比べても遠く及ばないことは明らかであります。

第二に、これから起ころる災害の被災者に対しても阪神・淡路大震災で行われた以上の支援は行われない点であります。

本法案の支給対象は、全壊世帯でかつ厳しい収入制限をクリアした極めて限られた世帯のみであります。震災から三年三カ月たった今なお生活を再建することができずに、仮設住宅を初め県内外の仮住まいの生活を余儀なくされているという被災地の実態を見るなら、現在行われている程度の支援策では今後の災害被災者に対して生活再建の力になり得ないことは明らかであります。

第三に、本法案提出に至る経緯であります。自民党は、これまで既に提出されている野党二法案も委員会での審議の対象とするのではなく、既にある二法案を取り下げて自民党案に一本化することを押しつけてきました。

そもそも本委員会の任務は、阪神・淡路大震災の教訓を現在と将来に生かすために、少なくとも、阪神・淡路大震災の被災者に適用する、給付額は生活基盤の回復を支援するに足る額とする、給付対象は中堅層も含む広範な世帯とするなどを内容とした支援法案を各委員の英知を結集してつくり上げることにあつたと確信するものであります。

一、阪神・淡路大震災から三年あまりが経過しました。しかし、被災地には今なお、仮設住宅入居者は二万世帯を超えるなど被災地の復興は厳しい実情にある。被災者の多くも、崩壊した生活基盤が回復できず、生活の自立に苦しんでいます。この阪神・淡路大震災の被災者に

政府は、本法施行に当たり、阪神・淡路大震災被災者の生活再建支援について、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

二、阪神・淡路大震災から三年あまりが経過しました。しかし、被災地には今なお、仮設住宅入居者は二万世帯を超えるなど被災地の復興は厳しい実情にある。被災者の多くも、崩壊した生活基盤が回復できず、生活の自立に苦しんでいます。この阪神・淡路大震災の被災者に

政府は、本法施行に当たり、阪神・淡路大震災被災者の生活再建支援について、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

三、阪神・淡路大震災から三年あまりが経過しました。しかし、被災地には今なお、仮設住宅入居者は二万世帯を超えるなど被災地の復興は厳しい実情にある。被災者の多くも、崩壊した生活基盤が回復できず、生活の自立に苦しんでいます。この阪神・淡路大震災の被災者に

政府は、本法施行に当たり、阪神・淡路大震災被災者の生活再建支援について、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

四、阪神・淡路大震災から三年あまりが経過しました。しかし、被災地には今なお、仮設住宅入居者は二万世帯を超えるなど被災地の復興は厳しい実情にある。被災者の多くも、崩壊した生活基盤が回復できず、生活の自立に苦しんでいます。この阪神・淡路大震災の被災者に

政府は、本法施行に当たり、阪神・淡路大震災被災者の生活再建支援について、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

五、阪神・淡路大震災から三年あまりが経過しました。しかし、被災地には今なお、仮設住宅入居者は二万世帯を超えるなど被災地の復興は厳しい実情にある。被災者の多くも、崩壊した生活基盤が回復できず、生活の自立に苦しんでいます。この阪神・淡路大震災の被災者に

全を保障する制度を確立するために、また、阪神・淡路大震災の被災者が希望を持つ生活再建に立ち上がるためには、これまでの超党派有志議員の共同の成果の上に、被災者や公的支援を求めて運動されている皆さんと力を合わせて奮闘することを最後に表明して、反対討論を終わります。

○委員長(浦田勝君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めます。

被災者生活再建支援法案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(浦田勝君) これより採決に入ります。

被災者生活再建支援法案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(浦田勝君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、本岡君から発言を求められておりますので、これを許します。本岡君。

○本岡昭次君 私は、ただいま可決されました被災者生活再建支援法案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明、社会民主党・護憲連合及び自由党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

○本岡昭次君 本岡君から発言を求められておりますので、これを許します。本岡君。

被災者生活再建支援法案に対する附帯決議案文を朗読いたします。

被災者生活再建支援法案に対する附帯決議案(案)

政府は、本法施行に当たり、阪神・淡路大震災被災者の生活再建支援について、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、阪神・淡路大震災から三年あまりが経過しました。しかし、被災地には今なお、仮設住宅入居者は二万世帯を超えるなど被災地の復興は

厳しい実情にある。被災者の多くも、崩壊した生活基盤が回復できず、生活の自立に苦しんでいます。この阪神・淡路大震災の被災者に

政府は、本法施行に当たり、阪神・淡路大震災被災者の生活再建支援について、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

二、阪神・淡路大震災から三年あまりが経過しました。しかし、被災地には今なお、仮設住宅入居者は二万世帯を超えるなど被災地の復興は

厳しい実情にある。被災者の多くも、崩壊した生活基盤が回復できず、生活の自立に苦しんでいます。この阪神・淡路大震災の被災者に



紹介議員 片上 公人君  
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

四月二十一日本委員会に左の案件が付託された。  
一、被災者生活再建支援法案(清水達雄君外六名発議)

### 被災者生活再建支援法

#### 被災者生活再建支援法

#### 被災者生活再建支援法

第一回 総則(第一条・第二条)  
第二回 被災者生活再建支援金の支給(第三条)  
第三回 被災者生活再建支援基準(第六条)  
第四回 被災者生活再建支援基準(第十八条・第十九条)  
第五回 被災者生活再建支援基準(第十七条)  
第六回 被災者生活再建支援基準(第二十条・第二十一条)  
第七回 被災者生活再建支援基準(第二十二条・第二十四条)  
附則 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて經濟的理由等によつて自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の觀点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。  
二 被災世帯 政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害を受けたと認められる世帯とし

て政令で定めるものをいう。

#### 第二回 被災者生活再建支援金の支給

(被災者生活再建支援金の支給)

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯のうち次の各号に掲げるものの世帯主に対し、自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、当該各号に定める額を超えるものの被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行うものとする。

一 当該世帯に属する者の總理府令で定めるところにより算定した収入の合計額(次号において「収入合計額」という。)が五百円以下である世帯 百万円

二 収入合計額が五百円を超えて八百万円以下である世帯であつて、その世帯主の年齢が六十歳以上であるもの(収入合計額が五百円を超えて七百万円以下である世帯にあっては、その世帯主の年齢が四十五歳以上六十歳未満である世帯を含む。)又は總理府令で定める要援護世帯であるもの 五十万円

#### (支給事務の委託)

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する基金に委託することができる。

2 都道府県(当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する基金に委託した場合にあつては、当該基金は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。)(政令への委任)

第五条 支援金の額の算定基準その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第三回 被災者生活再建支援基準

#### (指定等)

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)を

適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、被災者生活再建支援基金(以下「基金」という。)として指定することができる。

内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、自治大臣に協議するものとする。

第三回 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、基金の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 基金は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

6 基金は、次に掲げる業務を行うものとする。

第七条 基金は、次に掲げる業務を行つものとする。

一 第三条の規定により支援金を支給する都道府県第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を基金に委託した都道府県を除く。に對し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。

二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(費用の支弁)

第八条 基金は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(運用資金等)

第九条 基金は、支援業務の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るために運用資金を設けるものとする。

2 都道府県は、基金に対し、前項の運用資金を充てるために必要な資金を、相互扶助の觀点を

踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。

都道府県は、前項の規定によるほか、基金が支援業務を運営するためには必要があると認めるときは、基金に対し、必要な資金を拠出することができる。

第十条 基金は、運営委員会を置くものとする。第一次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更

一 第十二条第一項に規定する事業計画書及び

二 第十二条第一項に規定する業務規程の作成及び変更

3 都道府県は、前項の規定によるほか、基金が

支援業務を運営するためには必要があると認めるときは、基金に対し、必要な資金を拠出することができる。

#### (運営委員会)

第十二条 基金は、運営委員会を置くものとする。

2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならぬ。

3 都道府県は、前項の規定によるほか、基金が

支援業務を運営するためには必要があると認めるときは、基金に対し、必要な資金を拠出するこ

とができる。

4 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支

援業務の運営に関する重要な事項について、基金の代表者の諮詢に応じて審議し、又は基金の代

表者に意見を述べることができる。

4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもつて充てるものとする。

(業務規程の認可)

第十三条 基金は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下この条において「業務規程」という。)を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確實な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、總理府令で定める。

#### (事業計画等)

第十四条 基金は、毎事業年度、總理府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び取支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとすると







平成十年五月一日印刷

平成十年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K